平成２０年（排）第４７号

排　除　命　令　書

福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号
九州電力株式会社
同代表者　代表取締役　眞　部　利　應

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　九州電力株式会社（以下主文において「九州電力」という。）は，一般消費者に供給する電気事業法第１９条第７項に基づく選択約款に規定する季節別時間帯別電灯料金による「電化ｄｅナイト」と称する電気料金（以下主文において「電化ｄｅナイト」という。）を適用する電気の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１９年１０月ころから平成２０年８月ころまでの間一般消費者に配布したパンフレットに挟み込んだリーフレットにおいて行った，「オール電化住宅」と称するすべての熱源を電気で賄う住宅（以下主文において「オール電化住宅」という。）とするためには，「エコキュート」と称する自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器等の電気給湯器及び「ＩＨクッキングヒーター」と称する電磁調理器の購入費用並びにこれらの設置のための工事費用が必要であり，かつ，長期間にわたりオール電化住宅を使用するためには，これらの機器の買換えに伴う費用が必要であるにもかかわらず，当該費用が必要であることを考慮することなく，あたかも，給湯設備及び調理器具の熱源としてガスを使用する住宅と比較して

(1) オール電化住宅の方が１年間で最大で約１０万円得になるかのように

(2) オール電化住宅とするために必要な費用について「オール電化住宅ローン」と称する融資制度による融資を受ける場合に，オール電化住宅の方が３０年間で約３５０万円得になるかのように

(3) 「オール電化住宅ローン」と称する融資制度による融資を受けない場合に，オール電化住宅の方が３０年間で約３００万円得になるかのように

示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，電化ｄｅナイトを適用する電気の取引条件について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示である旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を得なければならない。

２　九州電力は，今後，電化ｄｅナイトを適用する電気の取引又はこれと同種の役務の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

３　九州電力は，今後，電化ｄｅナイトを適用する電気の取引又はこれと同種の役務の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該取引の内容について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

４　九州電力は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

１　九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）は，肩書地に本店を置き，福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県及び鹿児島県（以下「九州地域」と総称する。）において一般電気事業を営む事業者である。

２ (1) 九州電力は，一般消費者に電気を供給するに当たり，「オール電化住宅」

と称する住宅（以下「オール電化住宅」という。）向けに電気事業法第１９条第７項に基づく選択約款に規定する季節別時間帯別電灯料金による「電化ｄｅナイト」と称する電気料金（以下「電化ｄｅナイト」という。）を設けている。

(2) オール電化住宅とは，給湯設備は「エコキュート」と称する自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器等の電気給湯器（以下「エコキュート等」という。）を，調理器具は「ＩＨクッキングヒーター」と称する電磁調理器（以下「ＩＨクッキングヒーター」という。）を使用する等，すべての熱源を電気で賄うこととした住宅をいう。

(3) エコキュート等の耐用年数は，１０年ないし１５年程度と，ＩＨクッキングヒーターの耐用年数は，８年ないし１５年程度といわれており，長期間にわたりオール電化住宅を使用するためには，これらの機器の買換えが必要である。

(4) 九州地域に所在する金融機関の一部は，九州地域に居住する一般消費者が戸建住宅をオール電化住宅として新築，建替え又はリフォームする場合に，通常の住宅ローンより低い利率を適用する「オール電化住宅ローン」と称する融資制度（以下「オール電化住宅ローン」という。）を設けている。

３　九州電力は，平成１９年１０月ころから平成２０年８月ころまでの間，一般消費者に配布した「オール電化総合パンフレット」と題するパンフレットに挟み込んだリーフレットの見開きの面（別添写し）において，別表表示内容欄記載のとおりそれぞれ記載することにより，あたかも，給湯設備及び調理器具の熱源としてガスを使用する住宅と比較して，オール電化住宅の方が１年間で最大で約１０万円得になるかのように，オール電化住宅とするために必要な費用についてオール電化住宅ローンによる融資を受ける場合には，オール電化住宅の方が３０年間で約３５０万円得になるかのように，また，オール電化住宅ローンによる融資を受けない場合には，オール電化住宅の方が３０年間で約３００万円得になるかのように示す表示をしているが，実際には，オール電化住宅とするためには，エコキュート等及びＩＨクッキングヒーターの購入費用並びにこれらの設置のための工事費用が必要であり，かつ，長期間にわたりオール電化住宅を使用するためには，これらの機器の買換えに伴う費用が必要であることを考慮すると，オール電化住宅の方が１年間で最大で約１０万円又は３０年間で約３５０万円若しくは約３００万円得になるとはいえないものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，九州電力は，電化ｄｅナイトを適用する電気の取引条件について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第２号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２０年１０月１５日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水

別表

記載面	表示内容
見開き左面（「オール電化にすると安くなるの？」と書き出しの面）	「ガス調理　ガス給湯住宅　Ⓐ」，「オール電化住宅　【省容量・高速過熱型　エコキュートの場合】　（電化ｄｅナイト　）　Ⓓ」，「オール電化住宅　【電気温水器の場合】　（電化ｄｅナイト）　Ⓔ」及び「オール電化住宅　【エコキュートの場合】　（電化ｄｅナイト）　Ⓕ」のそれぞれについて，月当たりの光熱費を比較した棒グラフを記載し，それぞれ，「１８，５５９円／月」，「１１，６７２円／月」及び「Ⓐに比べⒹは月々７千円　１年間で約８万円もおトク！」，「１１，８００円／月」及び「Ⓐに比べⒺは月々７千円　１年間で約８万円もおトク！」並びに「１０，１９２円／月」及び「Ⓐに比べⒻは月々８千円　１年間で約１０万円もおトク！」と記載
	「基本料金」，「給湯費用」及び「調理、照明・空調等の使用量料金」のそれぞれについて，オール電化住宅とガス調理・給湯住宅を比較した棒グラフを記載し，それぞれ，「その差約２２，８００円」，「その差約６２，１００円」及び「その差約１５，５００円」と記載し，「１年間で合計約１００，０００円もおトク！」及び「電気温水器なら約８０，０００円おトク！」と記載
見開き右面（「住宅ローンもおトクになるの？」と書き出しの面）	「新築して、一生使う光熱費を考えるとオール電化はおトク。」と記載の上，「オール電化住宅にすると、「オール電化住宅ローン」や光熱費の差額で３０年間で約３５０万円も節約になります！」，「「オール電化住宅ローン」を利用しなくても３０年間で約３００万円も節約できます。」及び「オール電化住宅はガス併用住宅に比べ３０年間で約３００万円おトク」と記載